

令和5年度

第1回 熊本市多核連携都市推進協議会

R5. 10. 17 (火) 13:30~

1. はじめに

(今年度以降の進め方のイメージ、本市の掲げる多核連携都市など)

2. 目標値の達成状況、今後の検討方針について

3. 次期立地適正化計画の策定(R7)に向けた考え方について

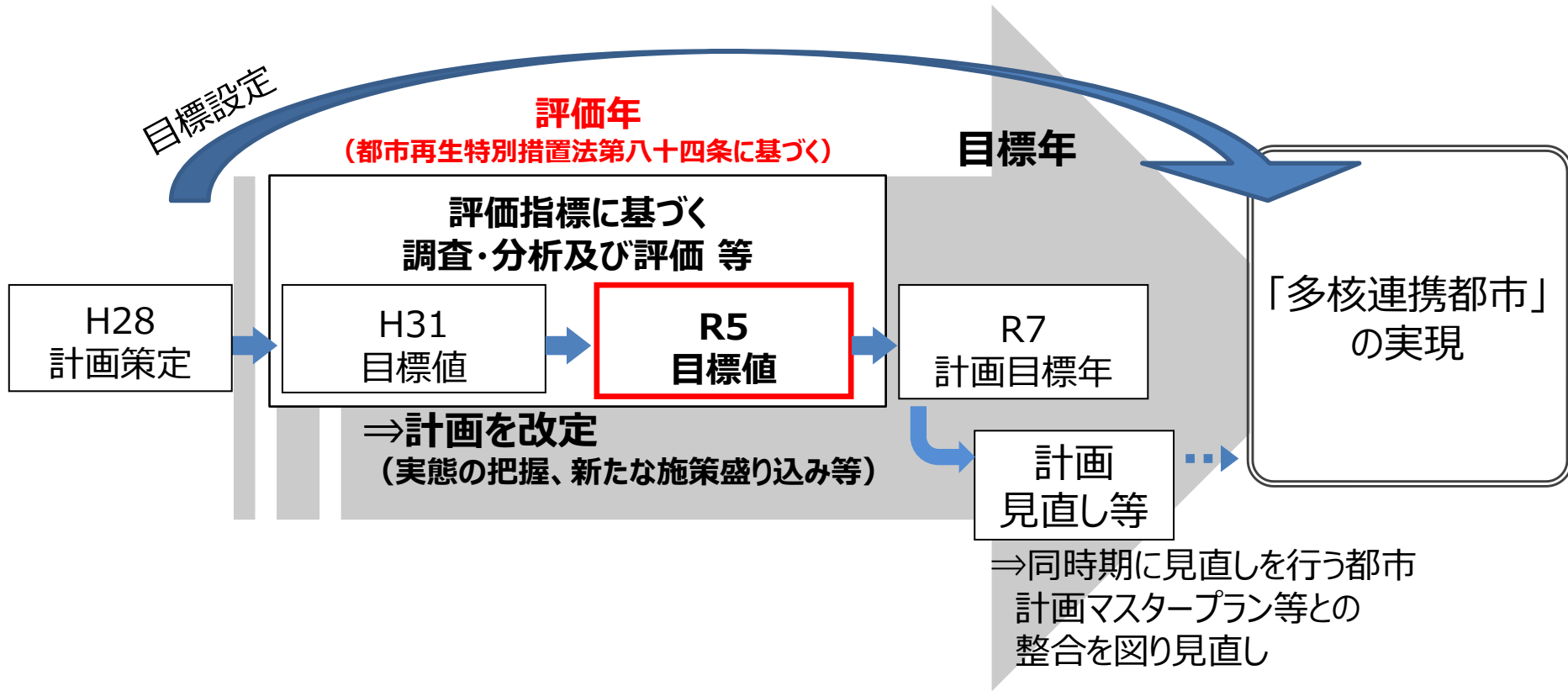
1. はじめに

- (1) 今年度以降の進め方のイメージ
- (2) 本市の概況
- (3) 本市が掲げる多核連携都市

1-(1) 今年度以降の進め方のイメージ

■今年度は何をやるか？

・評価年である今年度は**評価指標に基づく調査・分析及び評価や、新たな施策の検討**を実施。



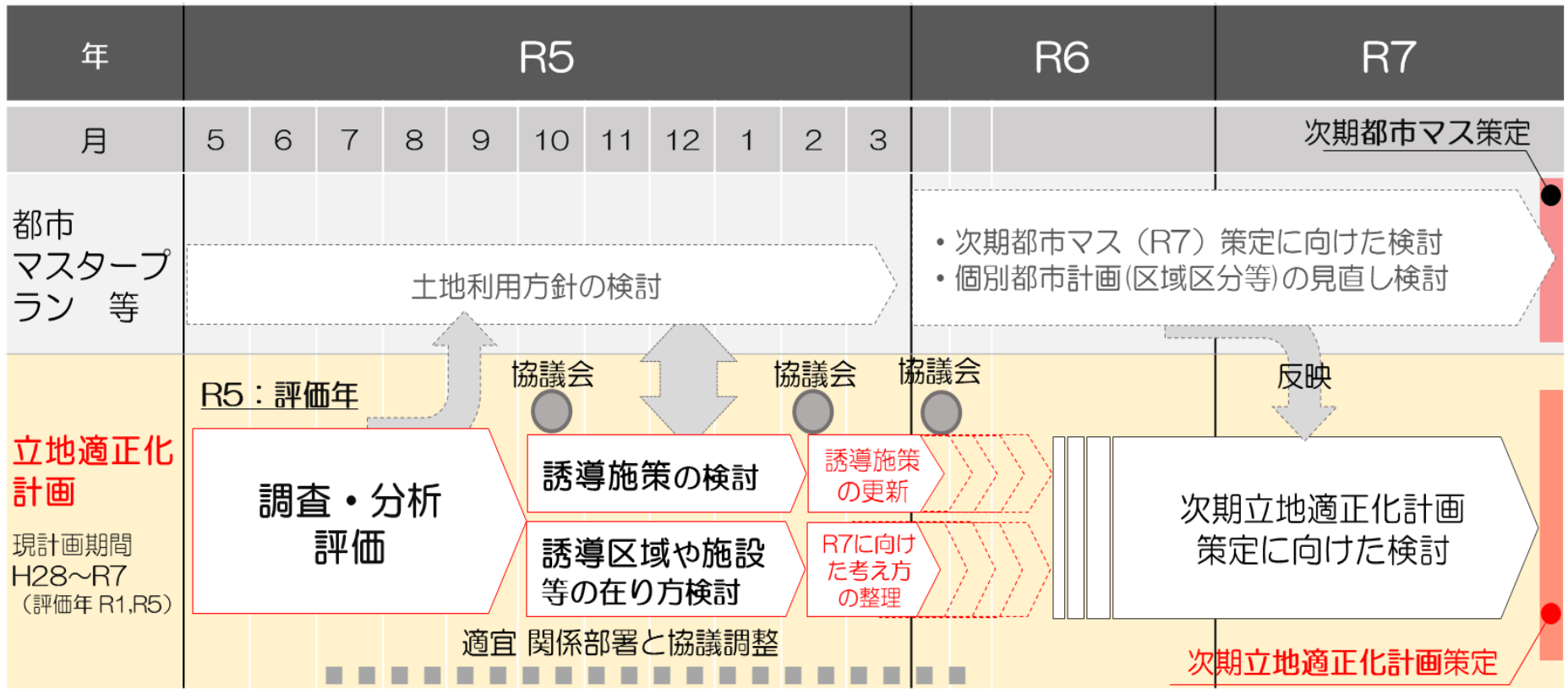
都市再生特別措置法第84条第1項

市町村は、立地適正化計画を作成した場合には、おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

1-(1) 今年度以降の進め方のイメージ

■ 今後はどのような流れで進めていくか？

- ・今年度から、上位計画である都市マスタープランの見直しに向けた検討に着手。
- ・立地適正化計画については、**調査・分析等現状の評価を行い、誘導施策の更新**を行うとともに、**次期計画策定に向けた考え方を整理**。
- ・**R7年度には上位計画等に即した次期立地適正化計画を策定予定。**



1-(2) 本市の概況

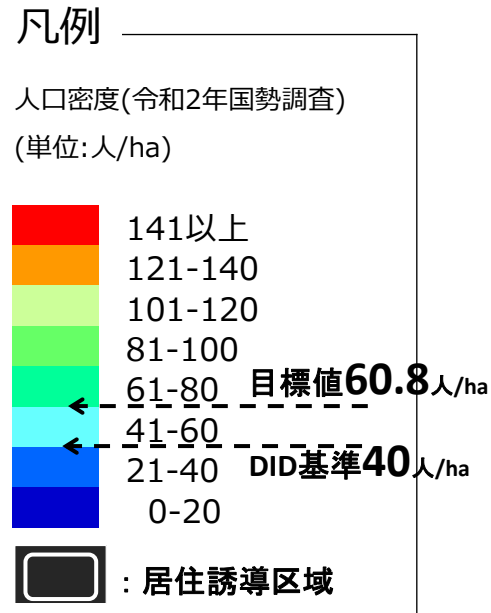
■本市の人口分布は？

・多核連携都市を掲げて約15年が経過し、居住誘導区域周辺の人口密度は比較的高い状況。

▼R2国勢調査に基づく各メッシュの人口密度



居住誘導区域の人口密度
61.9人/ha
(R2国勢調査)



白線で居住誘導区域を表示

1-(2) 本市の概況

■ その他政令市と比較して、本市の人口はどうなっているか？

- ・H27からR2の人口増減率がマイナス局面にある都市は8都市。
- ・本市もそのうちの1つであり、**減少率は0.26%**。

▼政令市における人口比較【R2-H27国勢調査結果】

都市名	所属府県	増減率 (%)	H27人口 (人)	R2人口 (人)
新潟市	新潟県	-2.58%	810,157	789,275
北九州市	福岡県	-2.32%	961,286	939,029
静岡市	静岡県	-1.65%	704,989	693,389
堺市	大阪府	-1.57%	839,310	826,161
浜松市	静岡県	-0.91%	797,980	790,718
神戸市	兵庫県	-0.79%	1,537,272	1,525,152
京都市	京都府	-0.78%	1,475,183	1,463,723
熊本市	熊本県	-0.26%	740,822	738,865
千葉市	千葉県	0.32%	971,882	974,951
広島市	広島県	0.56%	1,194,034	1,200,754
相模原市	神奈川県	0.65%	720,780	725,493
岡山市	岡山県	0.73%	719,474	724,691
札幌市	北海道	1.08%	1,952,356	1,973,395
仙台市	宮城県	1.34%	1,082,159	1,096,704
横浜市	神奈川県	1.41%	3,724,844	3,777,491
名古屋市	愛知県	1.59%	2,295,638	2,332,176
大阪市	大阪府	2.28%	2,691,185	2,752,412
川崎市	神奈川県	4.27%	1,475,213	1,538,262
さいたま市	埼玉県	4.75%	1,263,979	1,324,025
福岡市	福岡県	4.79%	1,538,681	1,612,392

減少している
8都市

20政令市

凡例

■ : 熊本市

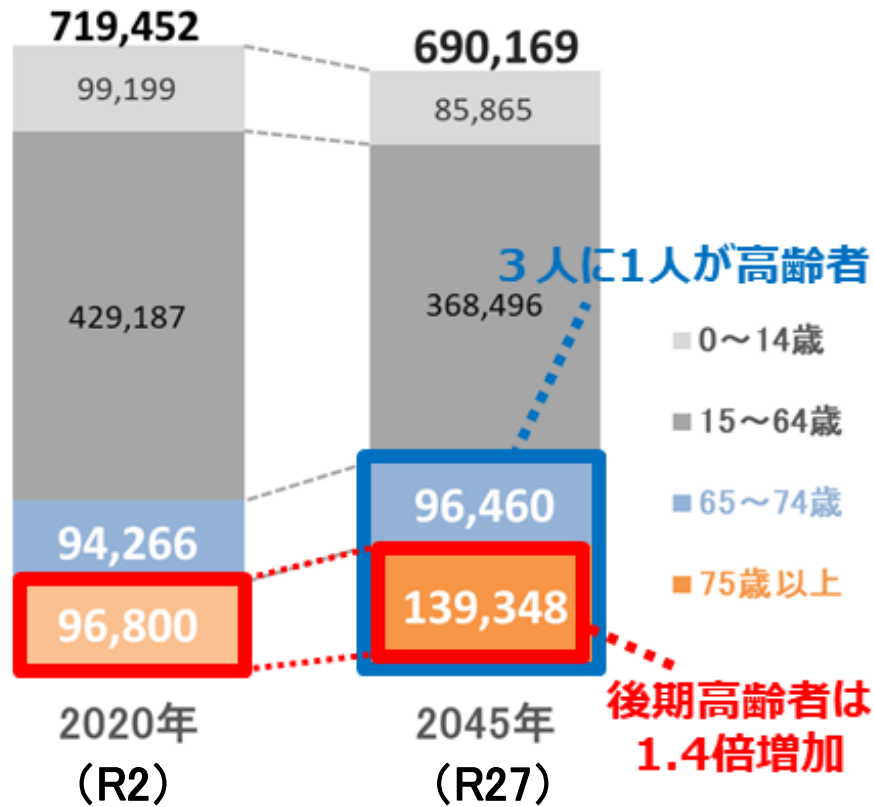
■ : 同規模の政令市

1-(2) 本市の概況

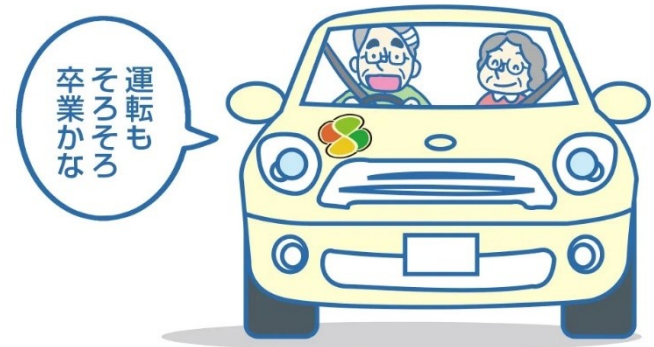
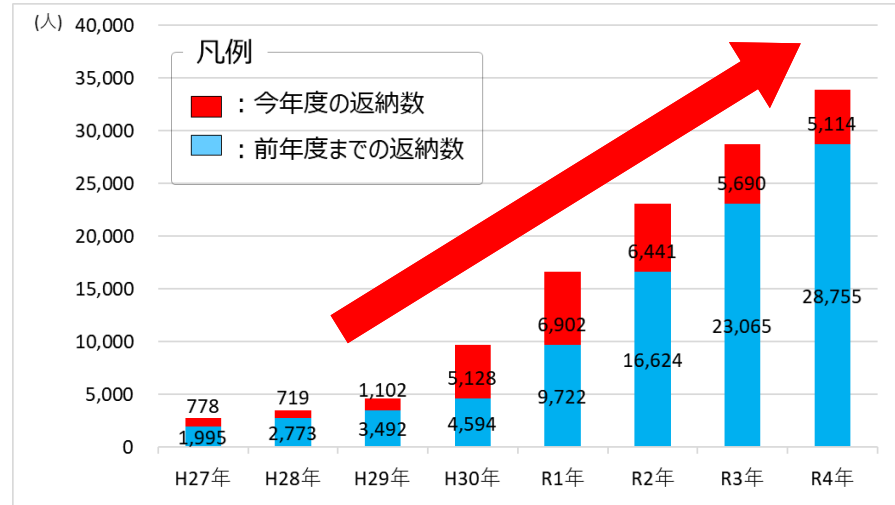
■ 年齢階層別の人口は今後どうなるのか？

- ・R27には**3人に1人が高齢者**となるとともに、**後期高齢者は、R2の1.4倍に増加**するなど、今後、更なる高齢化が見込まれる。
- ・また、後期高齢者の免許返納数も**増加傾向**。
- ・その結果**自動車が運転できないなど自由に移動できない市民や空き家の増加等**が懸念される。

▼ 熊本市の人口推移



▼ 後期高齢者の免許返納数の推移（延べ数）

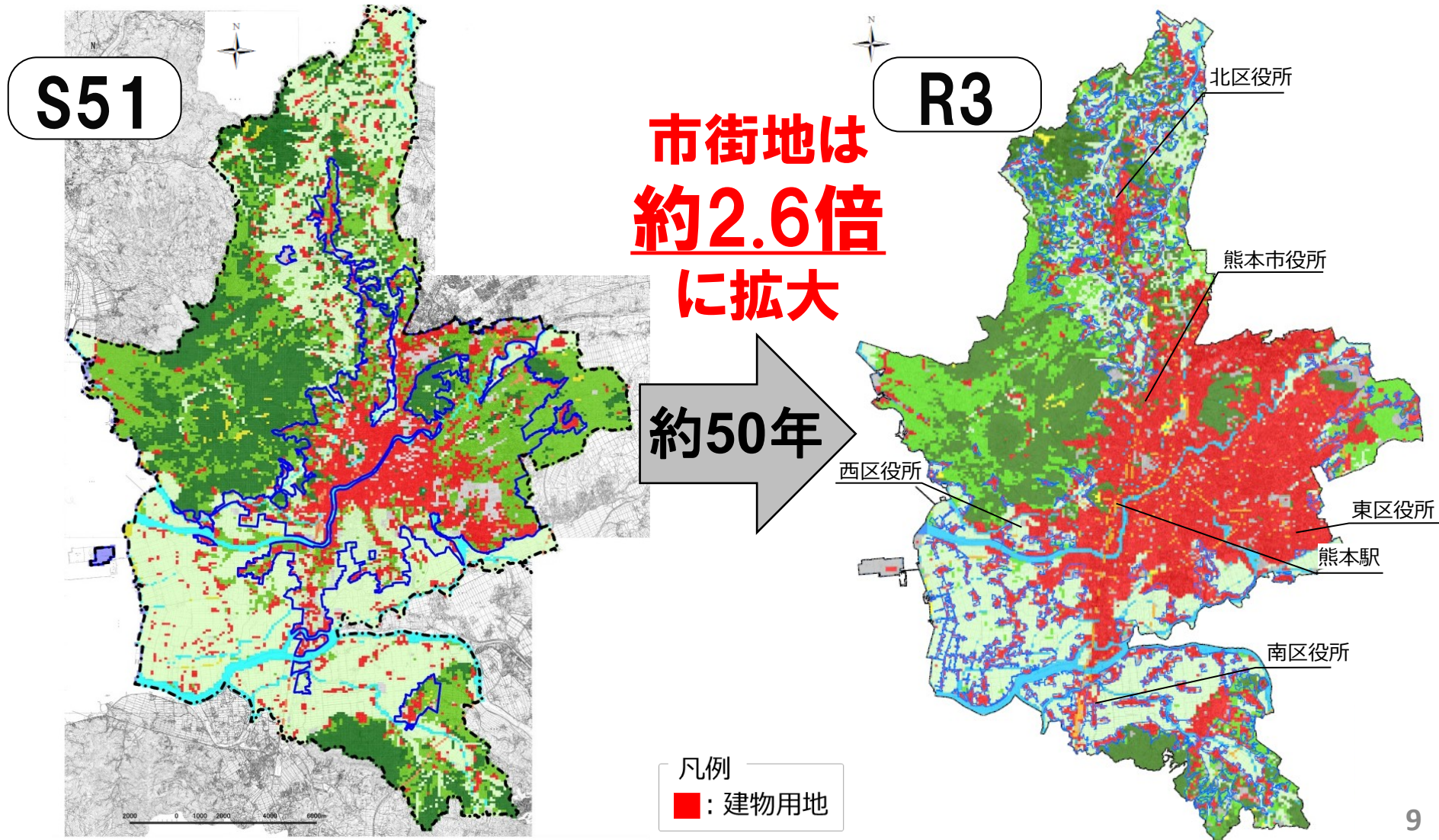


※日本の地域別将来推計人口(社人研)より【H27国勢調査に基づく】

1-(2) 本市の概況

■市街地の広がりはどう変化したか？

・線引き導入直後のS51と比較し、約50年で市街地は約2.6倍に拡大。



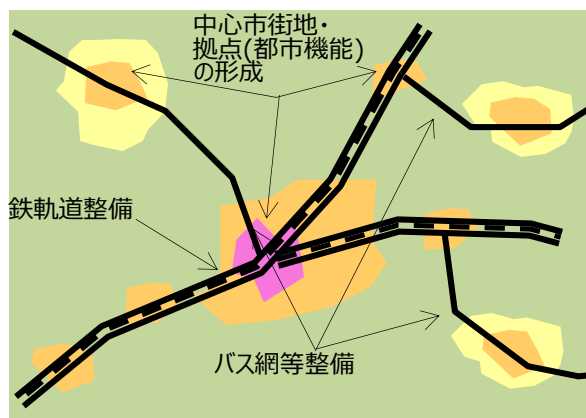
1-(2) 本市の概況

■このまま拡大した市街地で人口減少が進めば都市に何が起きるのか？

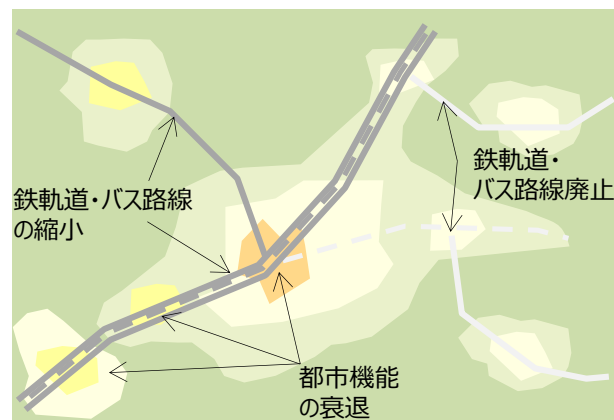
- ・拡大した市街地で人口減少が進めば、既成市街地の低密度化が進行し、商業や医療などの日常生活サービス機能や公共交通の利用者が減少。
- ・その結果、都市機能の衰退や公共交通ネットワークの縮小等なども想定され、様々な問題が今以上に顕在化。

【時間軸】

人口減少局面へ

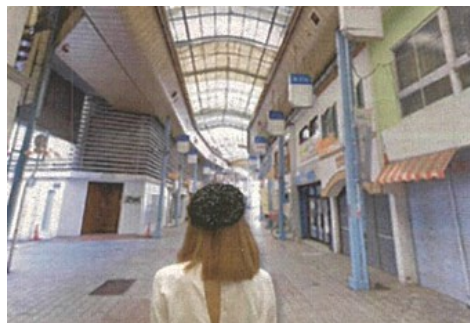


更に進むと



- 生活利便性(買物や公共交通等)の低下
- 賑わいの喪失、コミュニティの希薄化
- 治安、景観、居住環境の悪化
- インフラの維持管理、投資の非効率化
- 都市の魅力低下と市外への流出 など

▼まちなかのにぎわい喪失 (イメージ)



▼危険空き家の増加 (イメージ)

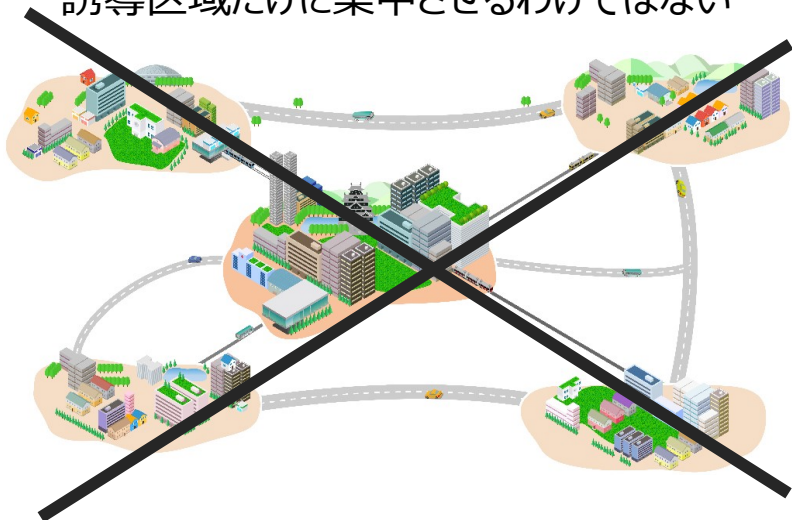


1-(3) 本市が掲げる多核連携都市

■ 本市が目指す多核連携都市とは？

- ・多核連携都市は、全ての人や都市機能を地域拠点等の誘導区域に集約するものではない。
- ・人口減少下においても、郊外部を含む広域的な地域生活圏の暮らしを守る最後の砦として、誘導区域で一定程度の人口密度や都市機能を維持・確保し、地域生活圏全体の暮らしやすさを維持するもの。

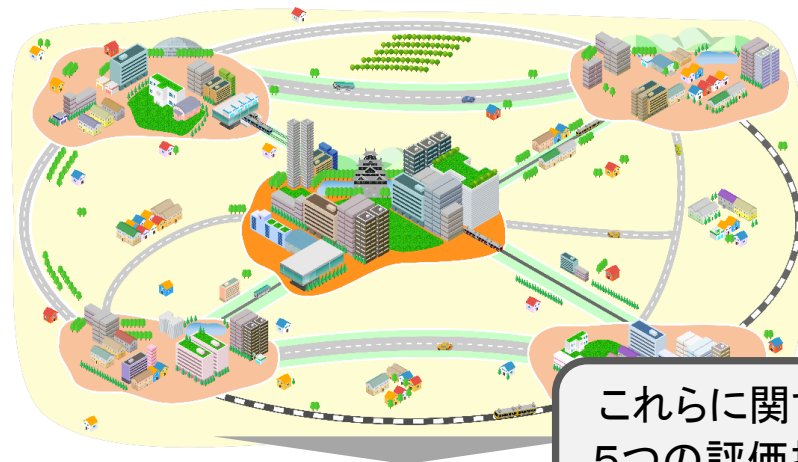
全ての人や都市機能を地域拠点等の誘導区域だけに集中させるわけではない



《誘導区域の取組》

- ① 都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保
- ② 居住誘導区域における人口密度の維持

拠点や居住誘導区域に、一定程度の人口密度や都市機能を維持することで地域全体の暮らしやすさを維持！



これらに関する5つの評価指標を設定

《市域全体の取組》

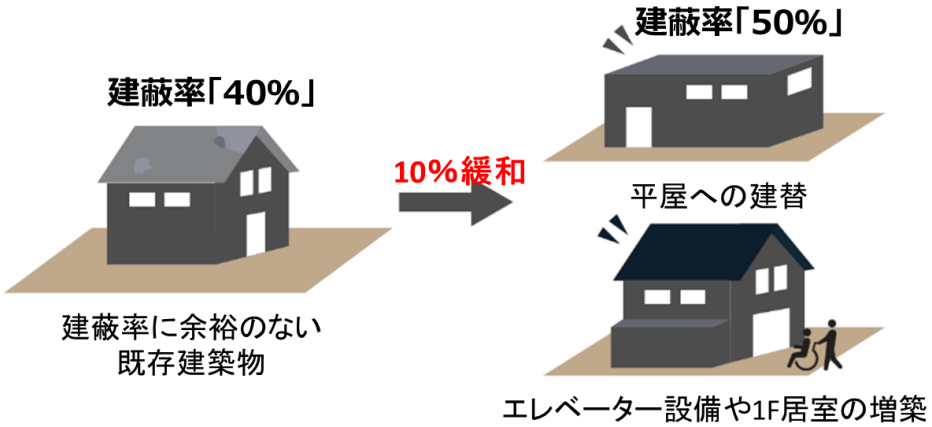
- ③ 地域コミュニティの維持活性化
- ④ 公共交通ネットワークの充実
- ⑤ 防災視点の強化

1-(3) 本市が掲げる多核連携都市

■ 多核連携都市の推進に向けたこれまでの取組みは？

・多核連携都市の実現に向け、**建蔽率の緩和**、**中古住宅補助制度**導入等居住の誘導に向けた施策や、**用途地域の変更**等都市機能の誘導に向けた施策、**地域拠点の拠点性の維持拡充**に向けた取組などを実施。

▼ 建蔽率の緩和 (R3)



▼ 用途地域の変更 (R3)



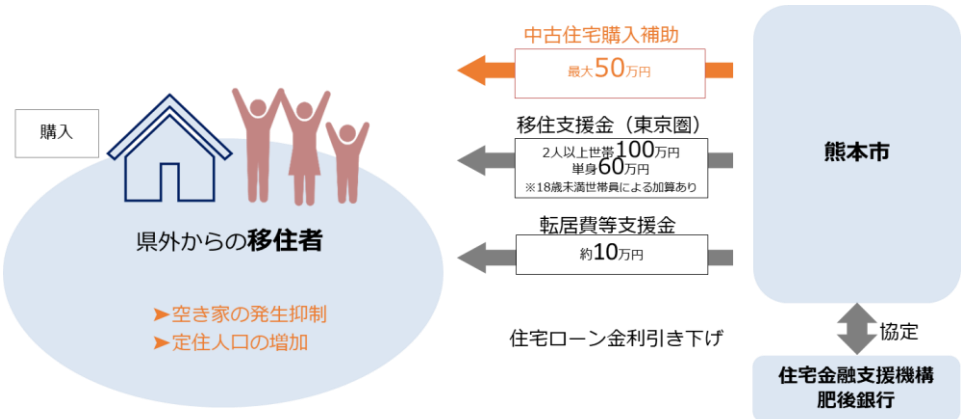
変更箇所
地域拠点への更なる都市機能の集積・維持のため

第2種中高層住居専用地域
↓ 緩和
第1種住居地域

【変更による主な建築制限（一部抜粋）】

用途	第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域
住宅、共同住宅	制限なし	→	制限なし
店舗	1500㎡以下、2階以下	→	3000㎡以下、階数制限なし
事務所	1500㎡以下、2階以下	→	3000㎡以下、階数制限なし
ホテル旅館	不可	→	3000㎡以下
パチンコ	不可	→	不可

▼ 中古住宅補助制度 (R2~)



▼ 地域拠点の拠点性の維持拡充に向けた取組



・・・その他、**地域コミュニティ**、**公共交通**や**防災**に関する施策も実施。

2.目標値の達成状況、 今後の検討方針について

- (1) 居住誘導区域における人口密度の維持**
- (2) 都市機能の維持確保**
- (3) 地域コミュニティの維持活性化**
- (4) 公共交通ネットワークの充実**
- (5) 防災視点の強化**

2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

■ 目標値の達成状況は？

- ・R5実績（R2国勢調査）値は、目標値を達成しているものの、R1年実績（H27国勢調査）値よりも0.4人/ha減少。

指標① 居住誘導区域内の人口密度

基準年		調査・分析及び評価年		
	H27 (H22国勢調査より)		R1 (H27国勢調査より)	R5 (R2国勢調査より)
基準値	60.8	目標値	60.8	60.8
		実績値	62.3	61.9

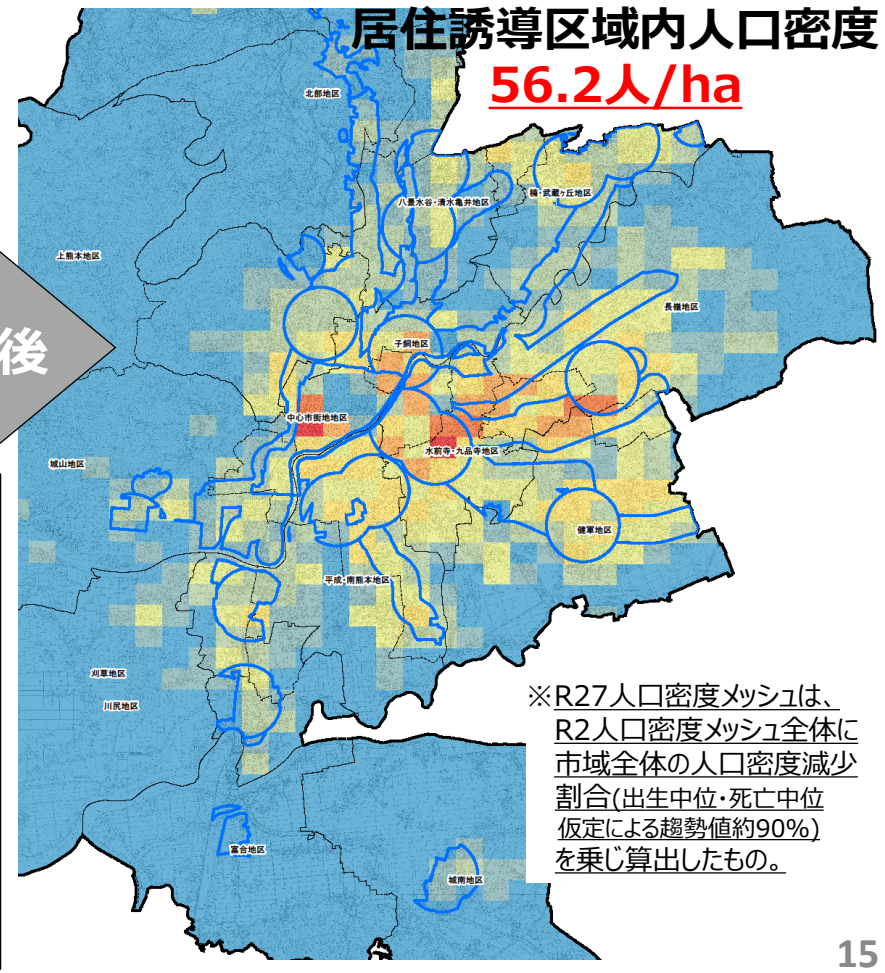
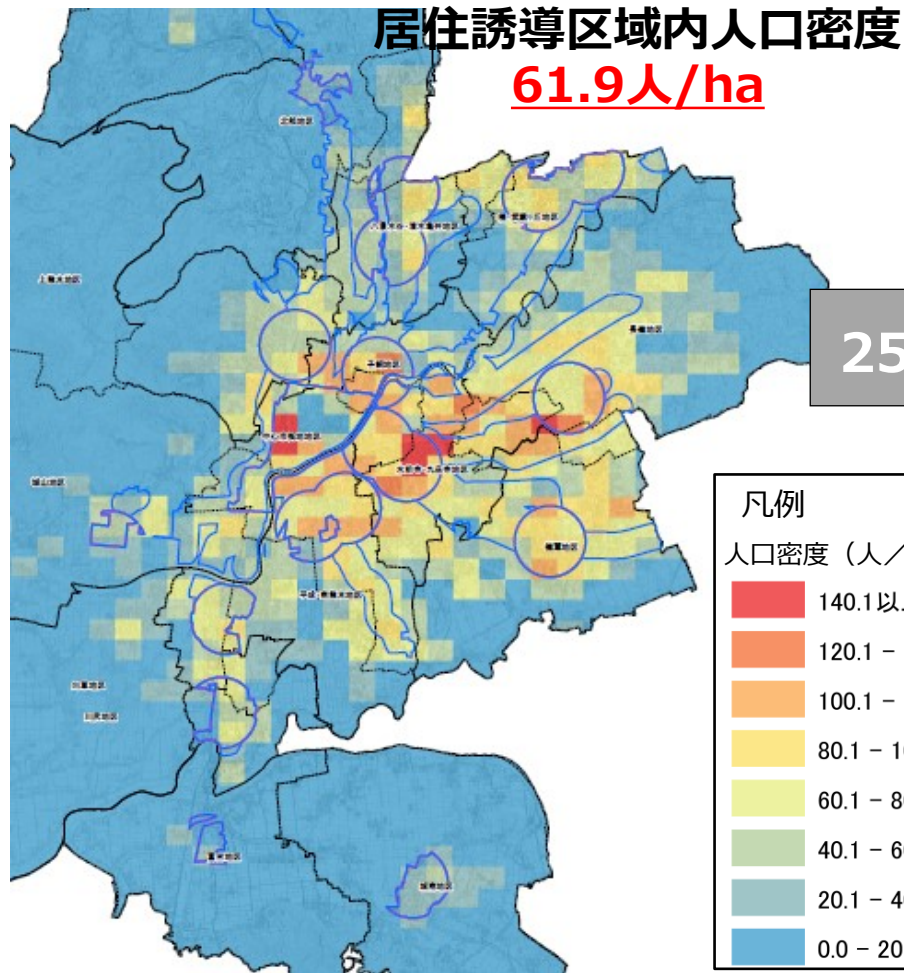
2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

■ 居住誘導区域内の人口密度は将来どう変化するか？

・このままの推移で人口が減少し、特に対策を講じない場合、**R27には居住誘導区域の人口密度は、大きく低下**する見込み。

R2 (国勢調査ベース)

R27 (R2を基に作成)



凡例

人口密度 (人/ha)
140.1以上
120.1 - 140.0
100.1 - 120.0
80.1 - 100.0
60.1 - 80.0
40.1 - 60.0
20.1 - 40.0
0.0 - 20.0

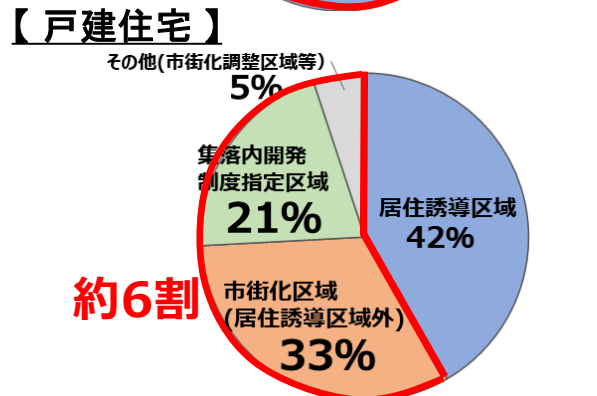
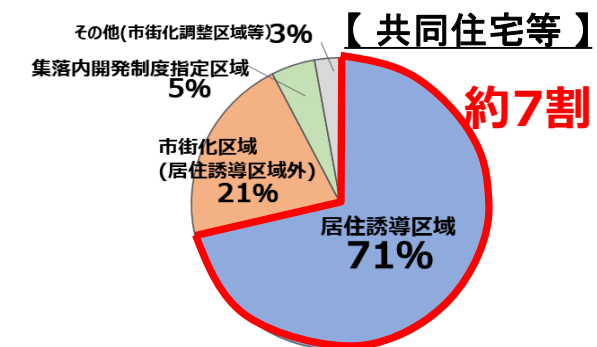
※R27人口密度メッシュは、R2人口密度メッシュ全体に市域全体の人口密度減少割合(出生中位・死亡中位仮定による趨勢値約90%)を乗じ算出したもの。

2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

■どのエリアで建築が進んでいるか？

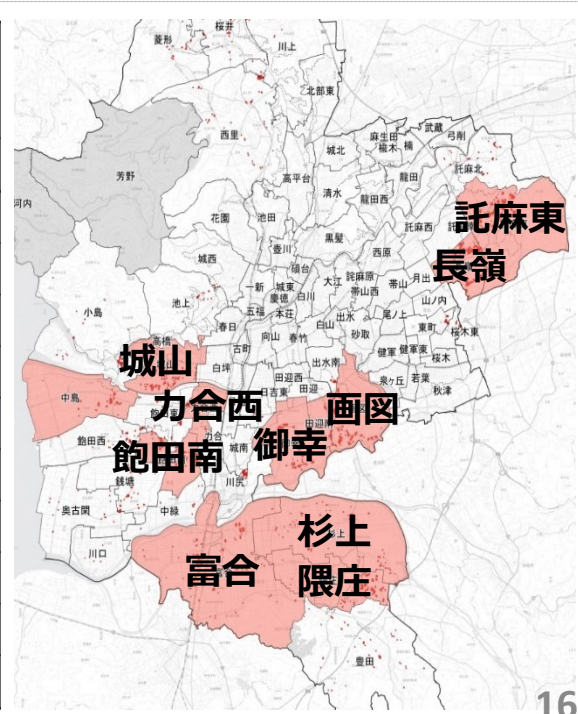
- ・近年の住宅立地の動向として、**共同住宅等は約7割が居住誘導区域内**で建築されている一方で、**戸建住宅は約6割が居住誘導区域外**で建築。
- ・集落内開発制度導入後、同制度による開発戸数を校区ごとに分析した結果、特に**東部方面や城南、富合地区**などにおける**開発が顕著であり人口も増加する**一方、校区によっては**学校施設の不足等が顕在化**。
- ・今後の人口減少下においても郊外部の開発が続いた場合、**既成市街地の更なる人口密度の低下が懸念**される。

▼市内の建築実績 (R1.8~R5.3)



▼集落内開発制度指定区域における開発許可戸数及び人口増減

校区	集落内開発許可		人口増減
	H22.4 ~ R3.3		
	戸数		H22 - R3
託麻東	683		2,459
長嶺	541		1,514
画図	431		1,330
隈庄	425		2,700
富合	416		2,060
城山	316		586
力合西	301		1,265
飽田南	253		670
御幸	210		884
杉上	149		208

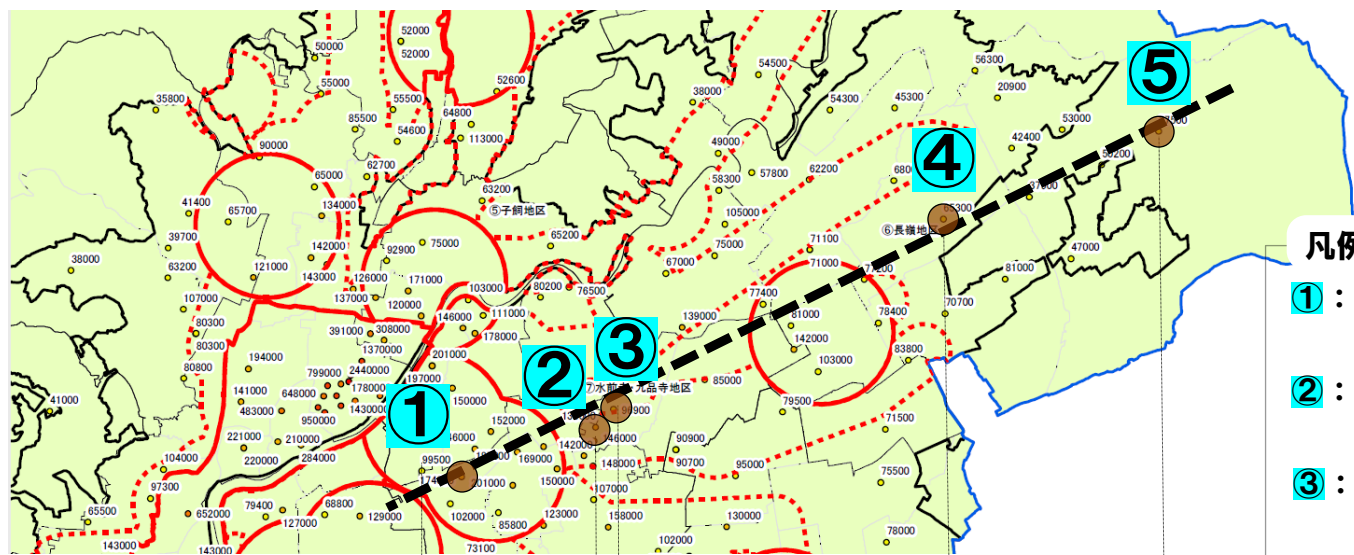


2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

■ なぜ郊外部に市街地が広がるのか？

・郊外部は居住誘導区域等に比べ、**比較的地価が安価**であることが要因の一つと考えられる。

▼ 中心市街地からの距離と地価の関係 (イメージ)

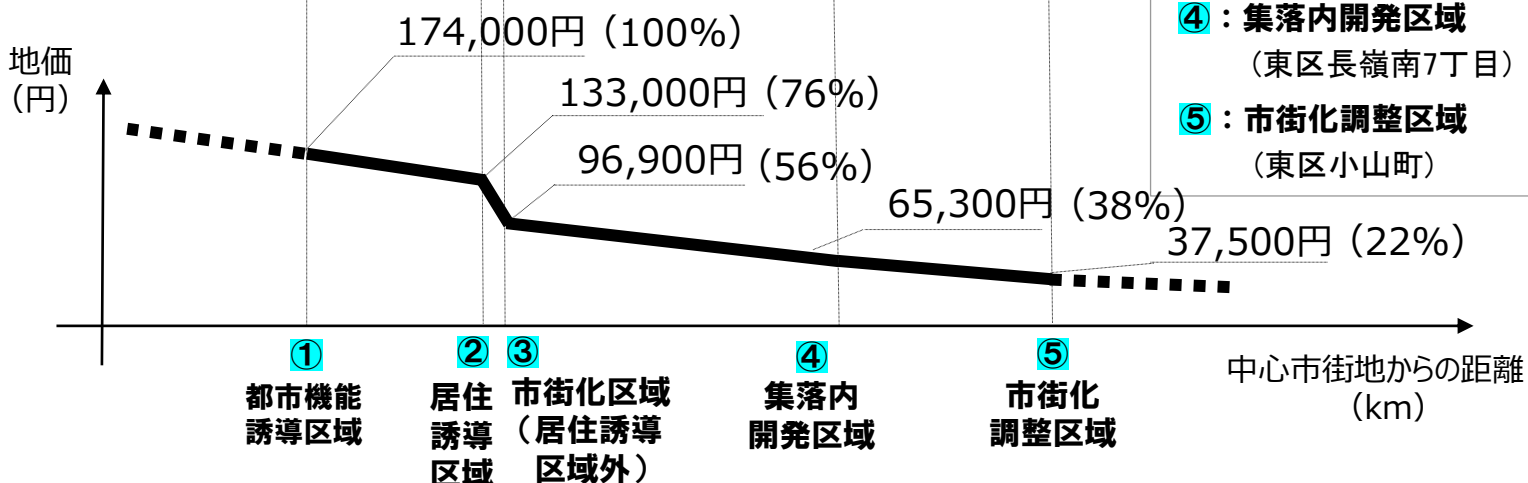


凡例

- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 都市計画区域
- 市街化区域

凡例

- 1 : 都市機能誘導区域
(中央区九品寺2丁目)
- 2 : 居住誘導区域
(中央区水前寺3丁目)
- 3 : 市街化区域 (居住誘導区域外)
(中央区帯山1丁目)
- 4 : 集落内開発区域
(東区長嶺南7丁目)
- 5 : 市街化調整区域
(東区小山町)



2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

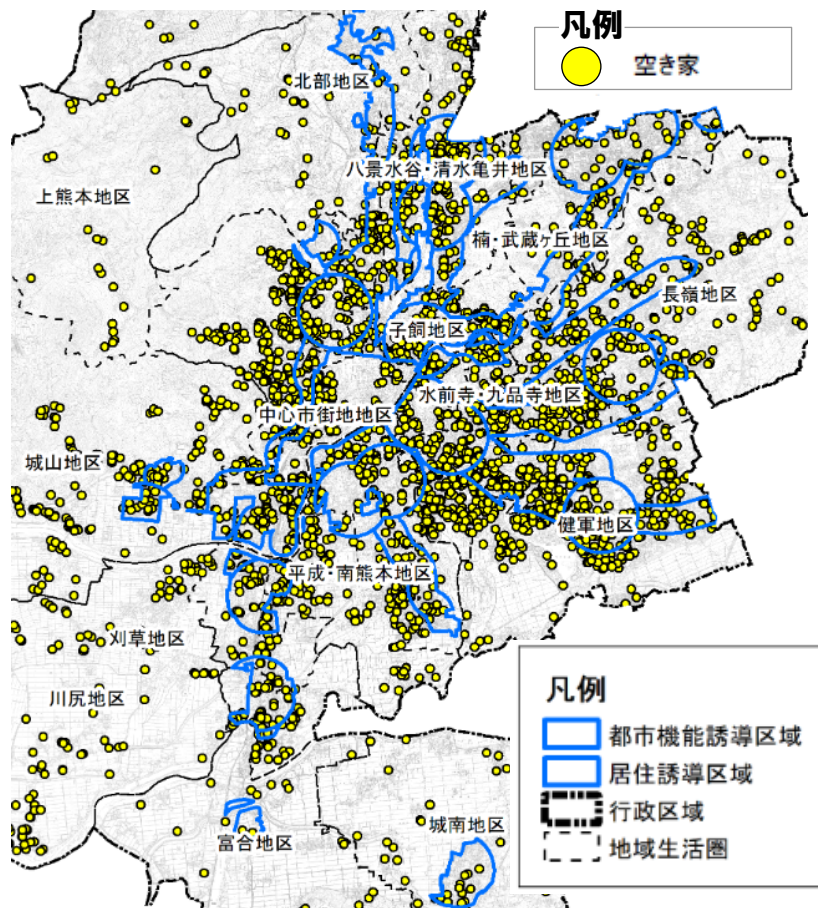
■一方で、居住誘導区域では？

- ・市域のわずか**15%の区域**である居住誘導区域に、空家等（概ね1年以上使用実績がない建築物）の**半数以上(52% : 1,924件)**が存在。
- ・そのうち**約92% (1,766件)**は利活用の可能性がある空家等である。

▼各区域の面積と市内における空家等の件数

	市域		
		市街化区域	
			居住誘導区域
面積 (ha)	39,032	10,795	5,912
割合	100%	28%	15%
空家等の件数 (件)	3,698	3,162	1,924
割合	100%	86%	52%

▼居住誘導区域内の空家等の分布状況



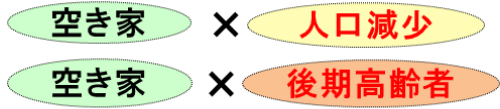
▼空家等実態調査のランク分け（居住誘導区域内）



利活用の可能性あり

2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

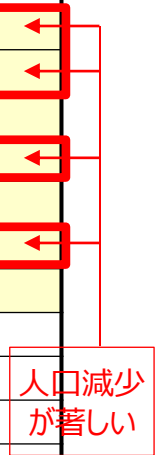
■ 居住誘導区域内で空家等が多いエリアの特徴は？



・居住誘導区域内の空家等の数が多い地区は、約15年前（H17）に後期高齢者が多く分布。
 ・そのうち4地区では、居住誘導区域の人口が著しく減少。

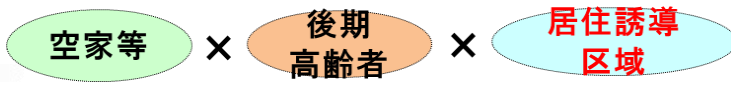
▼居住誘導区域（地域生活圏ごと）における後期高齢者及び空家等の分布状況

No	地域生活圏	居住誘導区域内の空家等数	居住誘導区域内の後期高齢者数	居住誘導区域内の人口の増減数【R2-H27】
			H17 (15年前)	
1	植木地区	41	361	-160
2	北部地区	24	333	-160
3	楠・武蔵ヶ丘地区	92	2,102	-1,196
4	八景水谷・清水亀井地区	217	2,770	-1,056
5	子飼地区	215	4,236	1,056
6	長嶺地区	212	4,398	-1,702
7	水前寺・九品寺地区	345	6,527	775
8	健軍地区	250	3,864	-1,741
9	平成・南熊本地区	175	3,175	508
10	刈草地区	84	857	294
11	富合地区	2	41	174
12	城南地区	17	374	316
13	川尻地区	51	644	-108
14	城山地区	182	1,830	-122
15	上熊本地区	134	1,262	144
16	中心市街地地区	195	3,233	916



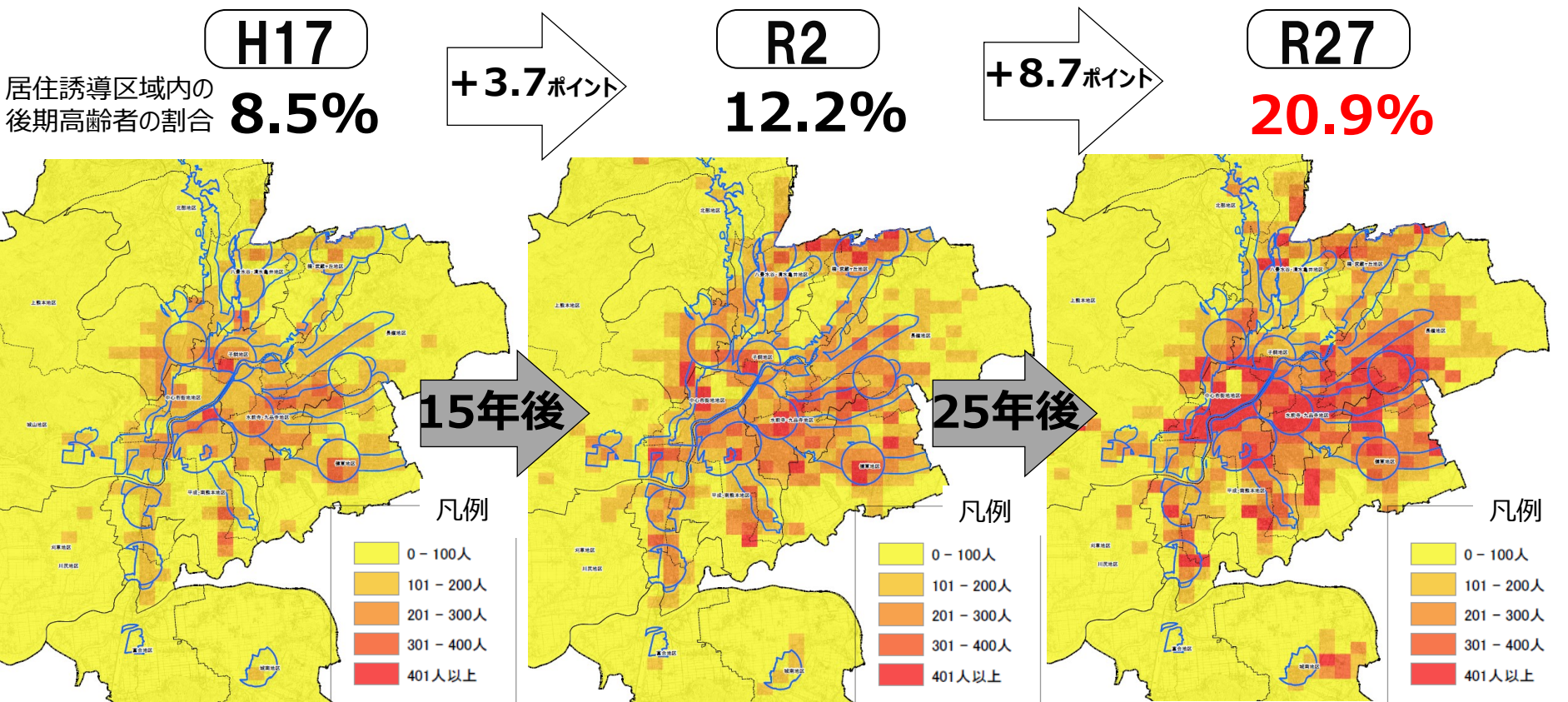
2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

■ 後期高齢者は、将来どこで増えるのか？



- ・R27の居住誘導区域内の後期高齢者数の割合は、R2よりも8.7ポイント増加し、**今後も居住誘導区域内を中心に増加見込み**。
- ・高齢者数と空家等の発生には関連があると想定されることから、**居住誘導区域内では今後、更なる空家等の発生が見込まれる**。

▼ 後期高齢者の分布とその割合



※日本の地域別将来推計人口(社人研)より
【H27国勢調査に基づく】 20

2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

■ 将来空き家の増加が見込まれる地域生活圏はどこか？

- ・空家等の発生と関連がある後期高齢者数の多い地区は、今後増加する見込み。
- ・将来的には、市域全体で空家等の増加が見込まれる。

▼各地域生活圏における後期高齢者数【H17、R2、R27】

地域生活圏名	各地区の居住誘導区域内における 後期高齢者（75歳以上）の人口数		
	H17	R2	R27
水前寺・九品寺地区	6,527	8,353	11,779
長嶺地区	4,398	7,217	11,015
子飼地区	4,236	5,003	6,994
健軍地区	3,864	5,602	8,483
中心市街地	3,233	4,007	10,883
平成・南熊本地区	3,175	4,686	8,806
八景水谷・清水亀井地区	2,770	3,896	6,379
楠・武蔵ヶ丘地区	2,102	4,571	3,901
城山地区	1,830	2,492	5,577
上熊本地区	1,262	増加 1,982	2,314
刈草地区	857	1,478	増加 1,927
川尻地区	644	904	1,670
城南地区	374	503	633
植木地区	361	716	746
北部地区	333	716	1,717
富合地区	41	74	104

※日本の地域別将来推計人口(社人研)より
【H27国勢調査に基づく】

2-(1) 居住誘導区域における人口密度の維持

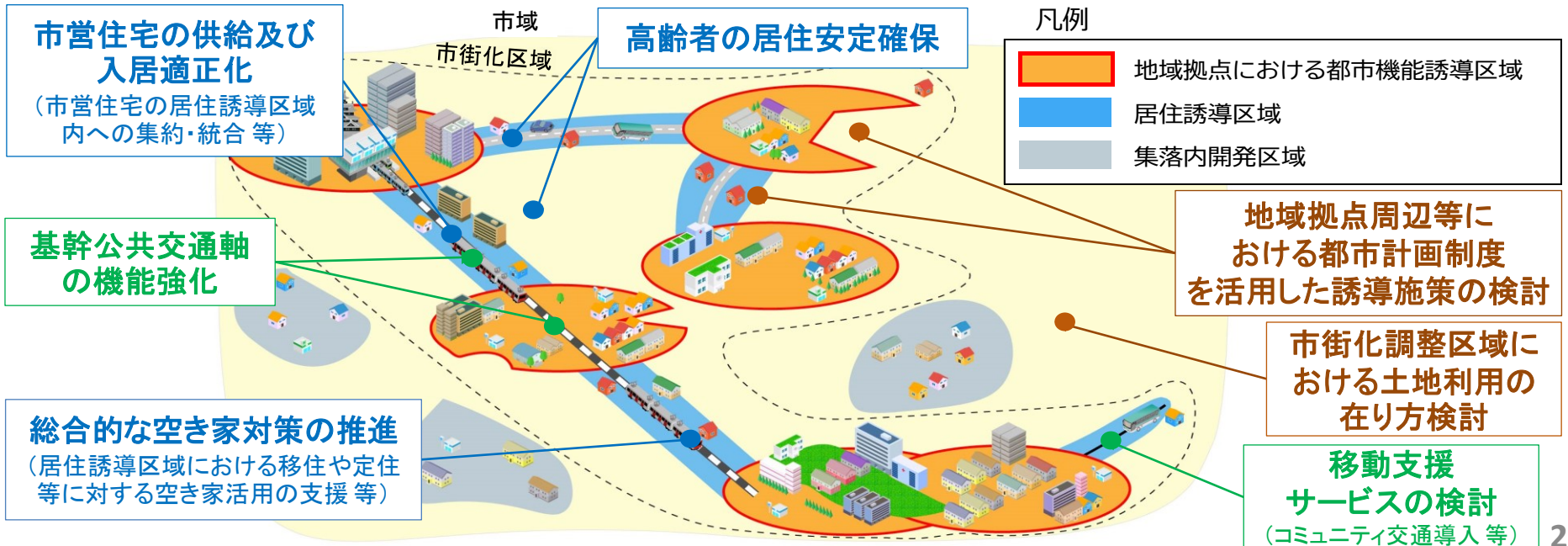
■ 新たな施策の検討方針は？

<既存ストックの活用>

- ・居住誘導区域における空家等の住宅事情や属性別の市民意向等も踏まえ、**住宅に関する誘導施策**について検討。
- ・地域拠点を結ぶ基幹公共交通軸の強化はもとより、**多様なモードを活用した居住誘導区域における移動支援サービス**を検討。

<社会情勢の変化への対応>

- ・土地利用の実態や市民意向、半導体関連産業の進出等の社会経済情勢の変化等も踏まえ、利便性の高い地域拠点周辺等における**都市計画制度を活用した誘導施策**や、**市街化調整区域における土地利用の在り方**について検討。



2-(2) 都市機能の維持・確保

■ 目標値の達成状況は？

- ・誘導施設の充足地区数はR1から現状維持。
 ※北部地区（商業）、刈草地区（医療）、富合地区（商業・医療）では未充足。
- ・また、富合地区では、区画整理事業により商業施設が充足見込み。

指標② 都市機能誘導区域内に誘導施設が充足している区域の数

基準年		調査・分析及び評価年	
	H27	R1	R5
基準値	13	目標値	16
		実績値	13

【参考】誘導施設未充足地区の今後の見込み

都市機能誘導区域	商業施設	金融施設	医療施設			
			内科	外科等	小児科	歯科
北部地区	×	○	○	○	○	○
刈草地区	○	○	○	×	○	○
富合地区	×	○	○	○	×	○


今後の見込み

都市機能誘導区域	商業施設	金融施設	医療施設			
			内科	外科等	小児科	歯科
北部地区	×	○	○	○	○	○
刈草地区	○	○	○	×	○	○
富合地区	○	○	○	○	×	○


2-(2) 都市機能の維持・確保

■ 各地域生活圏の居住者は、どのエリアのスーパー（誘導施設）を利用しているか？

- アンケート調査の結果、日用品や食料品の購入においては、**地域生活圏内の地域拠点（都市機能誘導区域）にあるスーパー（誘導施設）**を利用する方が多い。
- また、商業施設未充足地区(北部地区、富合地区)では、**隣接の地域拠点で機能が代替え**される傾向がみられた。

▼（表）回答者の居住地と商業施設（日用品などの購入）が属する都市機能誘導区域の関係

		日常的によく利用するスーパーがある都市誘導区域 (%)																回答数 N=1,095
		①植木地区	②北部地区	③楠・武蔵ヶ丘地区	④八景水谷・清水亀井地区	⑤子飼地区	⑥長嶺地区	⑦水前寺・九品寺地区	⑧健軍地区	⑨平成・南熊本地区	⑩刈草地区	⑪富合地区	⑫城南地区	⑬川尻地区	⑭城山地区	⑮上熊本地区	⑯中心市街地	
回答者の属する地域生活圏	植木地区	28	92.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	北部地区	50	20.0	0	36.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	-	
	楠・武蔵ヶ丘地区	70	-	55.7	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	-	
	八景水谷・清水亀井地区	69	-	-	76.8	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	子飼地区	58	-	-	8.6	24.1	-	44.8	-	-	-	-	-	-	-	3.4	8.6	
	長嶺地区	131	-	-	-	-	45.8	2.3	-	1.5	-	-	-	-	-	-	-	
	水前寺・九品寺地区	74	-	-	-	1.4	1.4	58.1	-	13.5	-	-	-	-	-	-	2.7	
	健軍地区	100	-	-	-	4.0	1.0	7.0	23.0	8.0	-	-	-	-	-	-	1.0	
	平成・南熊本地区	134	-	-	-	-	-	3.7	-	37.3	9.0	-	-	0.7	-	-	1.5	
	刈草地区	61	-	-	-	-	-	-	-	6.6	34.4	-	-	14.8	6.6	-	-	
	富合地区	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	26.3	-	5.3	-	
	城南地区	26	-	-	-	-	-	-	-	3.8	-	-	3.8	19.2	-	-	-	
	川尻地区	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.0	-	-	-	
	城山地区	104	-	-	-	-	-	1.0	-	2.9	1.0	-	-	-	20.2	1.0	6.7	
	上熊本地区	127	-	-	-	-	-	-	-	0.8	-	-	-	-	-	61.4	1.6	
	中心市街地	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.0	56.0	

※  は商業施設未充足地区

※利用するスーパーの割合が100%にならないのは、その他地域（都市機能誘導区域外）のスーパーを利用しているため。

2-(2) 都市機能の維持・確保

■ 誘導施設未充足地区（北部、富合地区）における用途地域分布状況は？

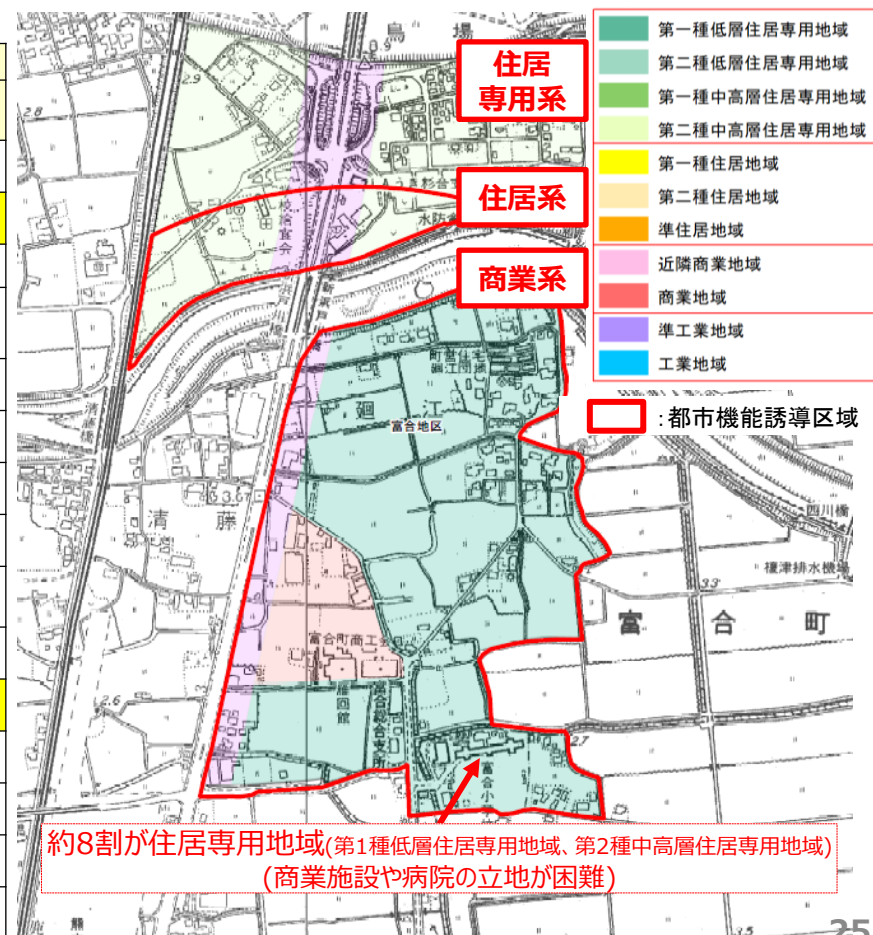
・都市機能誘導区域における用途地域分布に着目した結果、誘導施設未充足地区(北部、富合地区)では住居専用系の用途地域が比較的多く、一定規模※以上の商業施設や病院の立地が難しい状況。

※住居専用系の用途は1,500㎡を超える商業施設の建築が不可。低層住居専用系の用途は病院の建築が不可。

▼都市機能誘導区域内の用途地域の割合

地区名	用途地域の分布割合			
	住居専用系	住居系	商業系	その他
植木地区	48.1	26.6	16.3	8.9
北部地区	62.7	16.5	9.4	11.4
楠・武蔵ヶ丘地区	70.4	24.1	5.5	0
八景水谷・清水亀井地区	68.1	7.6	3.8	20.5
子飼地区	29.2	30.2	36.1	4.6
長嶺地区	53.9	21	1.2	23.9
水前寺・九品寺地区	23.4	39.5	37.1	0.1
健軍地区	61.4	21.9	14.9	1.9
平成・南熊本地区	10.8	44	13.7	31.4
刈草地区	60.2	25.8	12.4	1.8
富合地区	78.6	0	9.1	12.3
城南地区	38.2	48.1	10.8	2.8
川尻地区	34.3	17	11.7	37
城山地区	78.4	19.2	2.5	0
上熊本地区	41.2	15.4	5.9	37.5

▼富合地区の用途地域分布状況



2-(2) 都市機能の維持・確保

■誘導施設未充足地区における地域拠点圏域の利活用状況は？

- ・地域拠点圏域(800m圏)は、交通利便性等ポテンシャルが高いエリアであるが、誘導施設未充足地区(北部、富合地区)では、**都市機能誘導区域面積が4割未滿と少ない**。
- ・一方、地域拠点圏域の都市機能誘導区域外(市街化調整区域)には、**可住地となりえるエリアが一定程度存在**。

▼地域拠点における都市機能誘導区域及び可住地分布割合

地区名	① 拠点圏域における都市機能誘導区域割合(%)	② 拠点圏域かつ市街化調整区域における可住地割合(%)
植木地区	67.1%	6.9%
北部地区	34.8%	16.7%
楠・武蔵ヶ丘地区	97.0%	1.4%
八景水谷・清水亀井地区	90.3%	2.9%
子飼地区	85.3%	2.3%
長嶺地区	100%	0%
水前寺・九品寺地区	92.8%	0.4%
健軍地区	100%	0%
平成・南熊本地区	92.3%	2.1%
刈草地区	76.7%	7.0%
富合地区	26.1%	18.9%
城南地区	59.5%	6.0%
川尻地区	69.3%	11.2%
城山地区	26.8%	35.8%
上熊本地区	100%	0%

▼富合地区における拠点圏域(800m圏)・都市機能誘導区域・可住地の分布状況



2-(2) 都市機能の維持・確保

■ 新たな施策の検討方針は？

- ・誘導施設未充足地区などにおいては、充足に向け地域拠点の拠点性の維持拡充に向けた取組の状況を踏まえた**用途地域の変更など都市計画制度の活用**について検討。
- ・また、**地域拠点圏域（800m圏）**内における都市機能誘導区域外の可住地においては、**都市機能の立地促進に資する土地利用施策**を新たに検討。

▼都市計画制度の活用（用途地域変更イメージ※R3事例）

用途	第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域
住宅、共同住宅	制限なし	→	制限なし
店舗	1500㎡以下、2階以下	→	3000㎡以下、階数制限なし
事務所	1500㎡以下、2階以下	→	3000㎡以下、階数制限なし
ホテル旅館	不可	→	3000㎡以下
パチンコ	不可	→	不可

【建築可能規模イメージ】



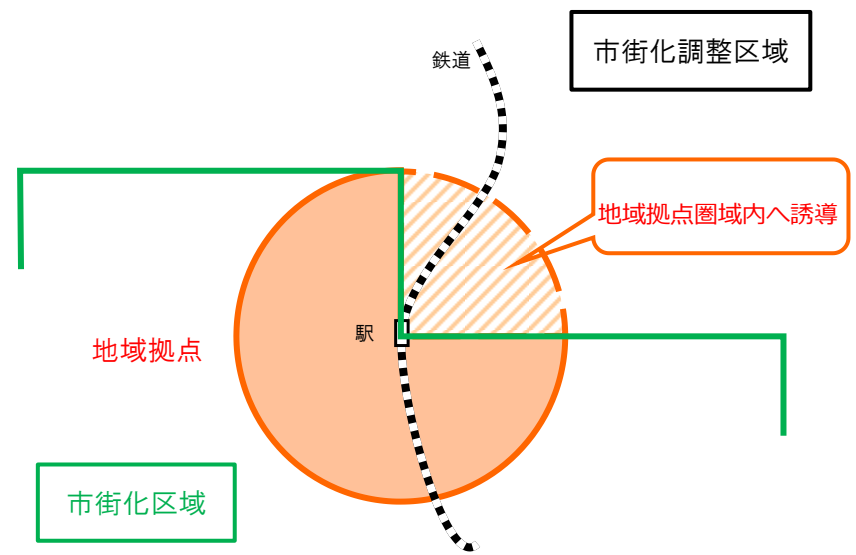
▲事務所ビル(南区 第1種住居地域)



▲物販店舗(北区清水亀井 第1種住居地域)

▼土地利用施策のイメージ

・民間開発(地区計画等)により
地域拠点圏域(800m圏)内へ誘導。



2-(3) 地域コミュニティの維持活性化

■ 目標値の達成状況は？

・感染症拡大の影響により、地域活動が自粛されるなど参加者の減少が続いていたが、令和4年度は徐々に活動が再開され回復傾向。

指標③ 地域活動※に参加した市民の割合（％）

※自治会等の活動、ボランティア・NPOの活動など

基準年		調査・分析及び評価年					
	H27		R1	(参考) R2	(参考) R3	(参考) R4	R5
基準値	27.3	目標値	—	—	—	—	44
		実績値	42.3	32.1	29.5	34.5	年度末に 公表予定

2-(3) 地域コミュニティの維持活性化

■ 今後の取組方針（案）

- ・市民部局と連携し、デジタルの活用等、**新たな生活様式を踏まえた地域活動の在り方**について検討し、地域活動への参加者の増加につなげる。
- ・今年度より「土地利用方針検討委員会」を設置し、郊外部における人口及び公共施設等の集積状況や開発動向を踏まえ、**市街化調整区域の土地利用の在り方についても検討**。（集落内開発制度や生活拠点の取扱い等）

▼ 地域活動に参加者増加に向けた取組の例（くまもとポイントアプリの導入）

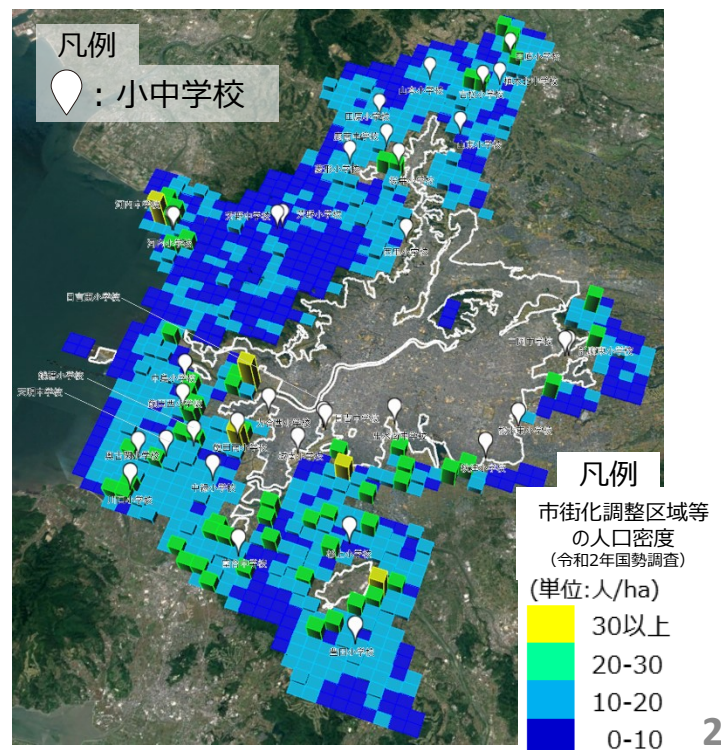
【事業概要】

- 地域活動を価値に転換し、それがインセンティブとなるポイント制度を導入することで、市民の地域活動参加を促進。
- 災害時に避難所運営や災害ボランティアの受付等に活用できるスマートフォンアプリを開発。

▼ くまもとポイント事業のイメージ



▼ 市街化調整区域等の人口集積状況



2-(4) 公共交通ネットワークの充実

■ 目標値の達成状況は？

・R5の実績値は、目標値の5,600万人を下回ったものの、直近2年間の利用者数は徐々に回復傾向。

指標④ 公共交通機関の年間利用者数（千人）

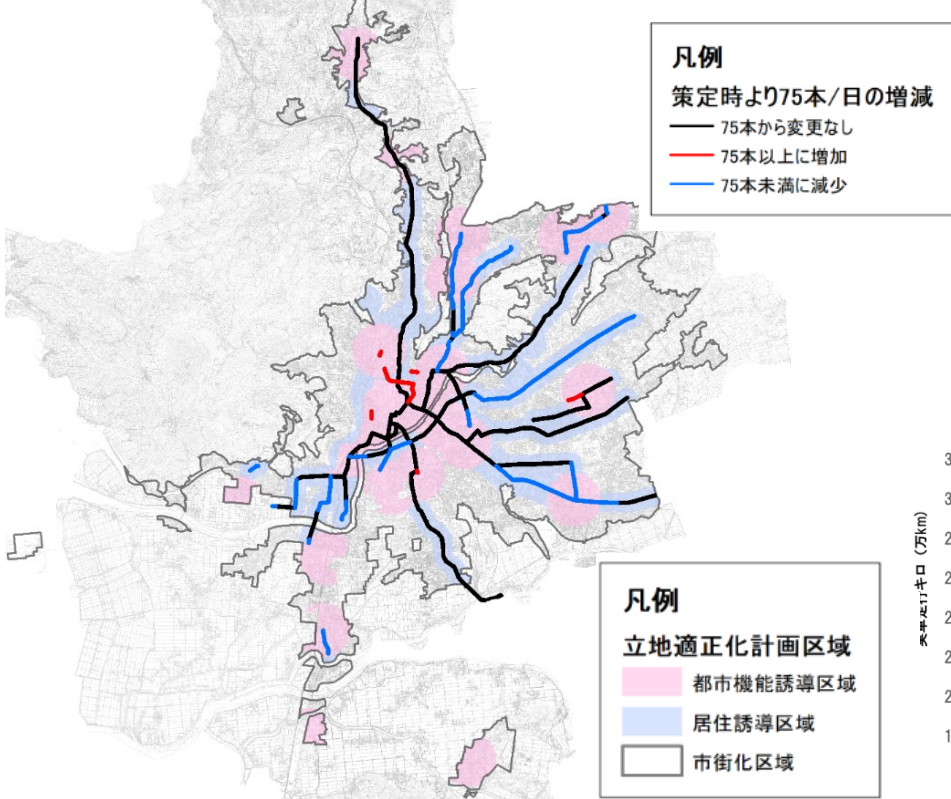
基準年		調査・分析及び評価年					
	H27		R1 (H30実績)	R2 (R1実績)	R3 (R2実績)	R4 (R3実績)	R5 (R4実績)
基準値	55,436	目標値	55,302	—	—	—	56,000
		実績値	53,342	53,216	35,993	39,594	45,603

2-(4) 公共交通ネットワークの充実

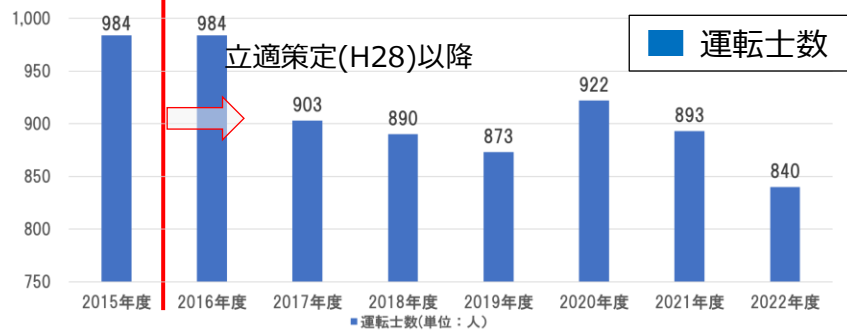
■ 居住誘導区域内のバスの運行本数はどう変化したか？

- ・居住誘導区域は、主にバスの運行本数75本/日以上以上の路線を目安に設定。
- ・区域設定時と比較し、路線延長ベースで約3割が75本/日未満に減少。
- ・要因としては、**運転手不足や感染症拡大による利用者減、バス事業者5社連携による利便性に配慮した運行の効率化※も一因**と考えられる。 ※需要と供給のバランスが取れた運行本数の確保
- ・引き続き現居住誘導区域においては、**まちづくりと連動した公共交通施策を展開し、移動サービスの向上**を図る。

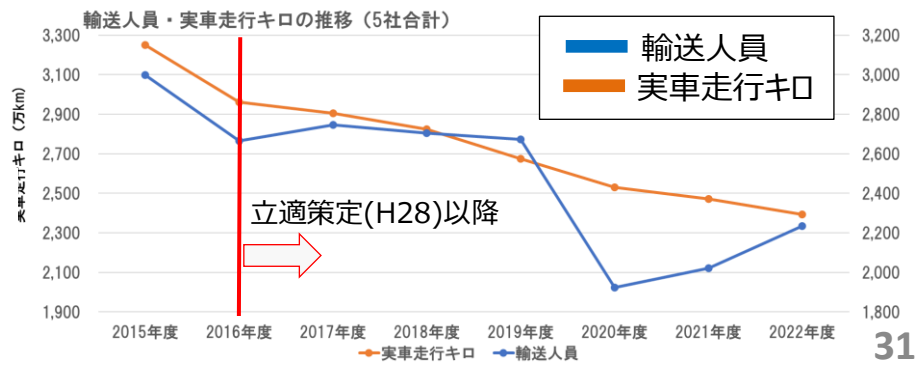
▼ 利便性の高いバス路線網【計画策定時（H28）と対比】



▼ 路線バス業務に従事した運転士の推移



▼ バスの輸送人員と実車走行キロの推移

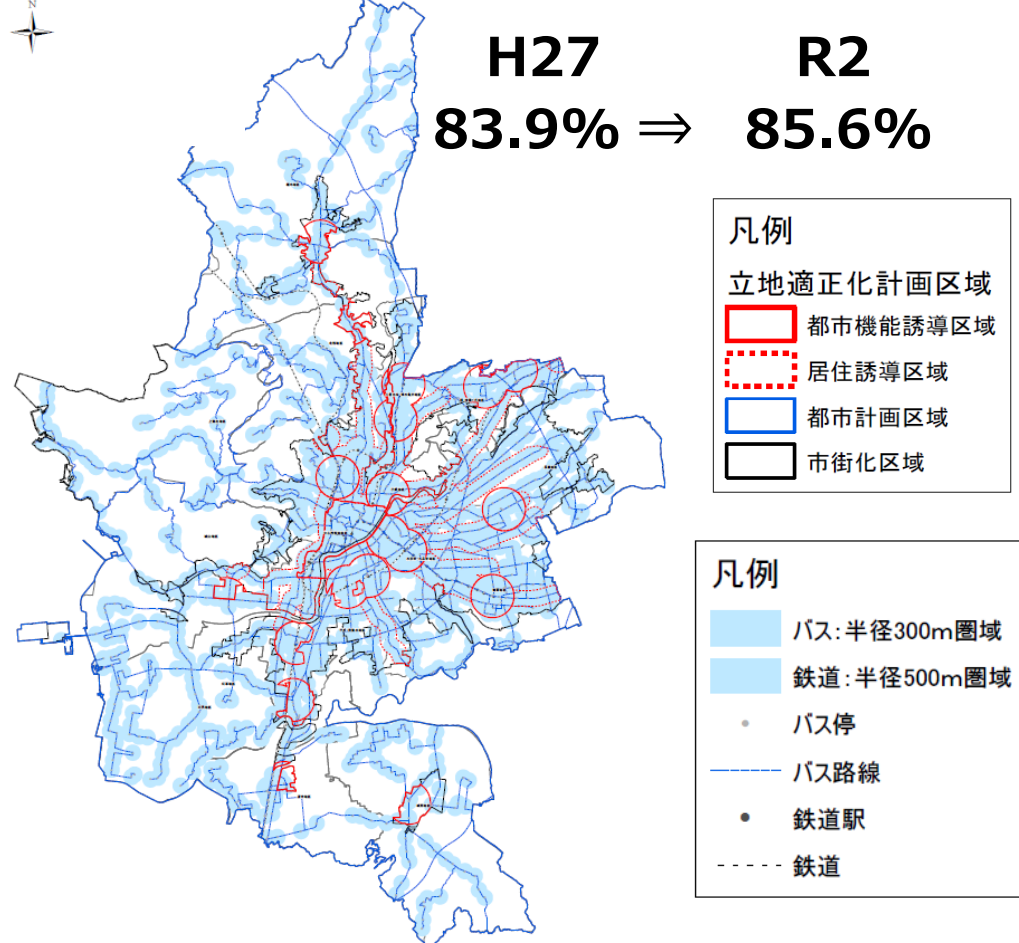


2-(4) 公共交通ネットワークの充実

■公共交通にアクセスしやすいエリアに住む市民の割合は？

・公共交通空白地域、不便地域等へのコミュニティ交通の導入に取り組む中、**公共交通にアクセスしやすい区域の住民割合は増加。**
 ・今後は、既存コミュニティ交通を、**より利便性の高いAIデマンドタクシーへ転換**する等、**地域特性に応じた運行形態の見直し**等を通し、利便性の高い公共交通網形成を図る。

▼公共交通にアクセスしやすい区域の人口カバー率【R2国勢調査】



▼AIを活用したデマンド型タクシーの導入



2-(4) 公共交通ネットワークの充実

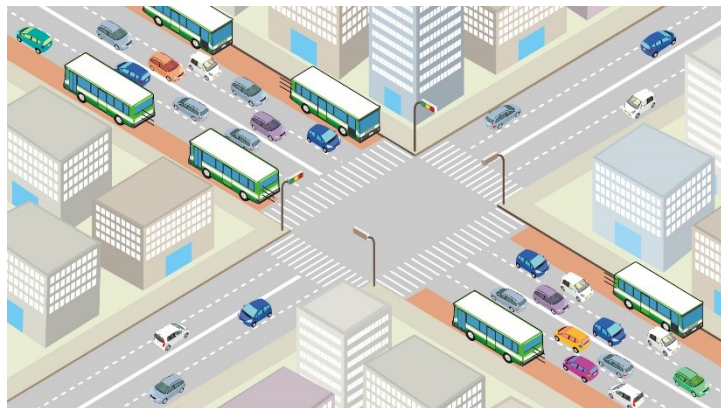
■ 今後の取組方針（案）

- ・市電延伸やバスレーン導入の検討など、**基幹公共交通軸の特性に応じた機能強化**や各軸上の**乗換拠点における各交通手段の結節強化**を図る。
- ・基幹公共交通軸と一体的に機能するバス路線等の**移動サービスの向上に向けた交通ネットワークの構築**や**持続可能な運行体制の確保**に向けた取組を進めていく。

▼市電延伸のイメージ



▼バスレーンのイメージ



▼「熊本地域公共交通の再構築検討会」の概要

交通事業者や国、県と連携し、熊本地域に合った公共交通のあり方について検討を深めていき、年度内にその成果を取りまとめる予定。

＜熊本地域公共交通の再構築検討会＞

令和5年（2023年）4月4日 第1回検討会実施

- ・交通事業者から現状と課題について説明、課題認識を共有

（検討会メンバー）

- ・バス会社5社
- ・地域交通HD
- ・交通局
- ・熊本県
- ・熊本市

（オブザーバー）

- 九州運輸局
- 熊本運輸支局



（出典）熊日HPより

2-(5) 防災視点の強化

■ 評価指標の現状は？

- ・「校区防災連絡会などの設立割合」については、**1校区を除き全校区で設立されており、達成見込み。**
- ・「地域版ハザードマップの作成割合」については、**着実に増加している状況。**

指標⑤ 防災視点の強化に関する目標値

	基準年		調査・分析及び評価年			
		R1		(参考) R3	(参考) R4	R5 ※速報値
校区防災連絡会などの設立割合 (単位：%)	基準値	92.7	目標値	—	—	100
			実績値	96.9	99.0	99.0
地域版ハザードマップの作成割合 (単位：%)	基準値	42.4	目標値	—	—	55.0
			実績値	45.3	46.6	46.7

2-(5) 防災視点の強化

■ 各地域の防災組織設立や地域版ハザードマップ作成割合は？

- ・刈草、富合、城南、川尻地区などは、組織設立・作成割合が高い一方で、災害リスクのある面積割合の小さな植木、北部地区などは地域版ハザードマップ作成率が低い状況。

地域名 ※地域生活圏全体を表示	人口 (人)	面積 (ha)	災害リスクのある面積割合 (%)	校区防災連絡会などの 設立割合 (%)	地域版ハザードマップ 作成割合(%)
①植木地区	27,923	6,586	10.2	87.5	19.0
②北部地区	28,172	2,977	7.5	100	10.9
③楠・武蔵ヶ丘地区	50,094	1,069	6.5	100	35.5
④八景水谷・清水亀井地区	52,975	1,406	14.0	100	36.8
⑤子飼地区	52,494	801	54.8	100	25.3
⑥長嶺地区	123,991	3,296	12.4	100	50.0
⑦水前寺・九品寺地区	104,653	1,225	54.1	100	28.3
⑧健軍地区	97,797	2,117	51.9	100	57.7
⑨平成・南熊本地区	78,770	1,653	90.5	100	24.4
⑩刈草地区	68,734	4,533	90.0	100	95.8
⑪富合地区	10,106	1,978	67.7	100	81.8
⑫城南地区	21,693	3,678	40.8	100	73.3
⑬川尻地区	34,022	3,766	88.3	100	96.3
⑭城山地区	74,920	10,682	45.6	100	30.8
⑮上熊本地区	41,635	4,737	7.1	100	30.0
⑯中心市街地	39,551	638	71.0	100	25.0

2-(5) 防災視点の強化

■ 今後の取組方針（案）

- ・地域版ハザードマップの作成促進はもとより、**それらを活用した避難行動促進や避難所運営委員会の活動を活性化する助成金創設**などにより災害対応力の強化を図る。
- ・また、達成見込みの指標については、モニタリング指標として設定した“年1回以上訓練等を実施した避難所運営委員会等の割合”など**次の段階に向けた新たな指標**について検討。

▼ 地域版ハザードマップの作成手引書



▼ 避難所運営委員会活動への助成金(R5.4~)

避難所開設運営マニュアルの作成に向けた活動に対する助成金を支給します
～避難所運営委員会活動支援助成金～

目的
避難所運営委員会の活動に対する助成を行うことにより、各避難所運営委員会の避難所開設運営マニュアルの作成等を促進させ、地域の防災力の向上を図ることを目的としています。

申請対象
校区（地区）防災連絡会から各区総務企画課へ申請してください。

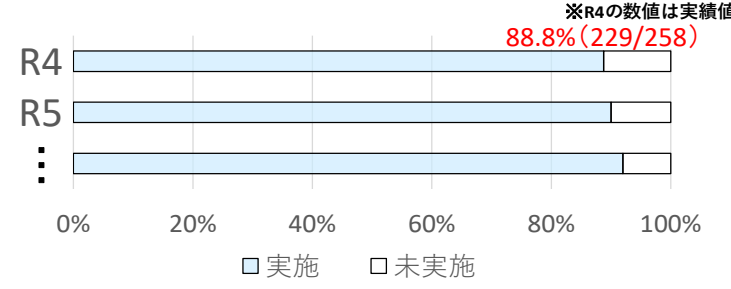
助成対象・助成額
各避難所運営委員会が行う以下の取組が助成対象であり、取組ごとに1万円助成します。（一つの避難所運営委員会につき上限3万円）
 (1) マニュアルの作成や改訂等のための会議を年に2回以上実施
 (2) マニュアルを基に訓練を実施
 (3) 新たにマニュアルを作成、または訓練等を基にマニュアルを改訂

申請時期
対象の事務又は事業の**実施前**に申請してください。なお助成金は、実績報告の内容の確認後に支給させていただきます。

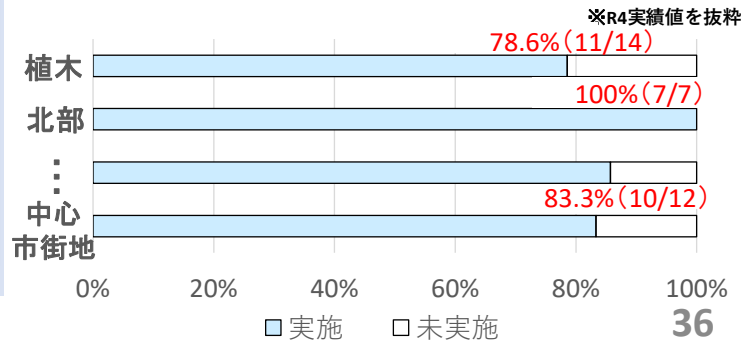
その他
詳しい内容は、助成要綱・Q & Aをご覧ください。以下の窓口へお問い合わせください。
 中央区役所 総務企画課 総務班（防災） 電話：096-328-2610
 東区役所 総務企画課 総務班（防災） 電話：096-367-9121
 西区役所 総務企画課 総務班（防災） 電話：096-329-1142
 南区役所 総務企画課 総務班（防災） 電話：096-357-4112
 北区役所 総務企画課 総務班（防災） 電話：096-272-1110
 危機管理防災部 防災対策課 地域支援班 電話：096-328-2360

▼ 新たな指標の例

■ 避難所運営委員会等のうち地域住民が震災対処実動訓練に参加した割合（年度ごとに算出）
※R4の数値は実績値 88.8% (229/258)



■ 避難所運営委員会等のうち地域住民が震災対処実動訓練に参加した割合（地域生活圏ごとに算出）
※R4実績値を抜粋



3. 次期立地適正化計画の策定(R7) に向けた考え方について

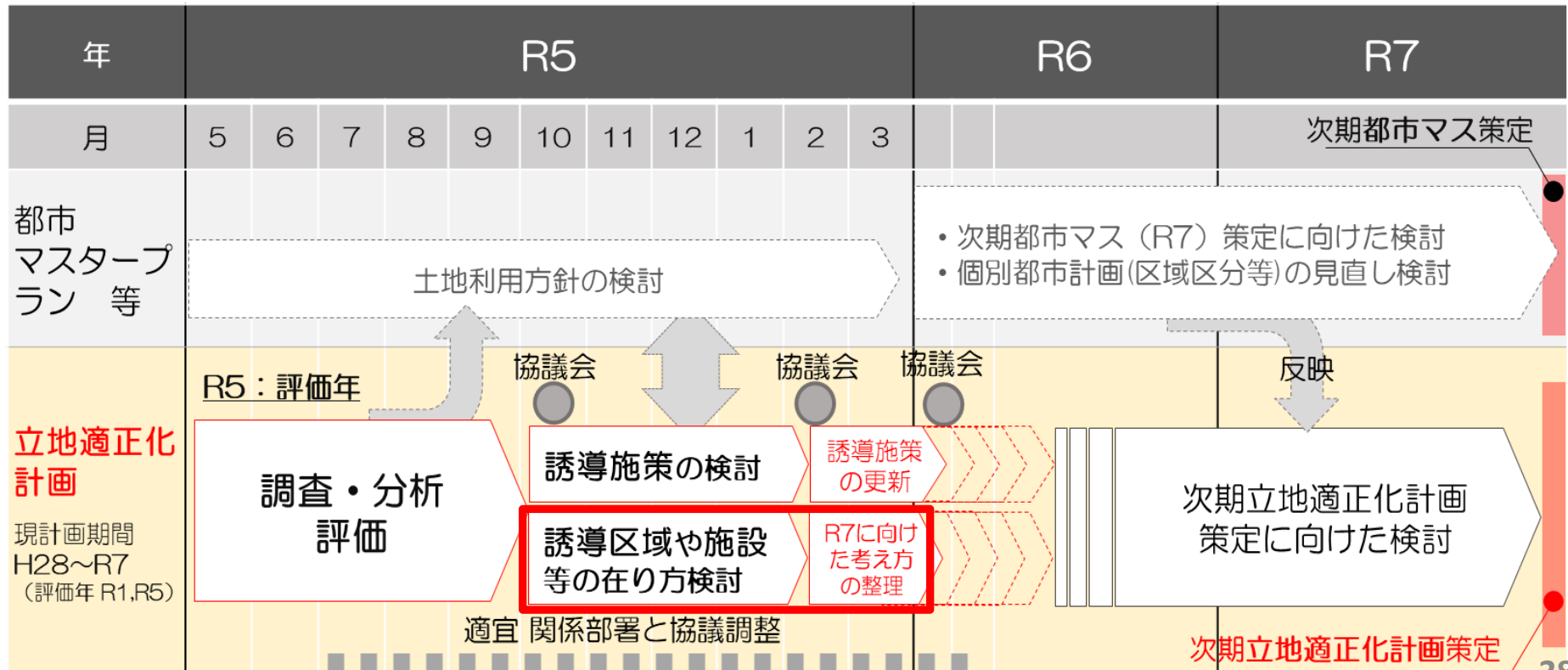
- (1) 次期立地適正化計画策定(R7)に向け整理する事項**
- (2) 実態を踏まえた誘導区域の設定**
- (3) 地域特性を踏まえた誘導施設の設定**
- (4) 「複合的な災害リスク」の可視化**

3-(1)次期立地適正化計画策定(R7)に向け整理する事項

■ R5年度は、何を整理していくのか？

・令和7年度に上位計画「都市マスタープラン」の見直しを迎える中、別途進める土地利用方針の検討状況とも整合を図りながら、次期立地適正化計画に関する以下の事項について本協議会で考え方を整理。

- ① 実態を踏まえた誘導区域の設定の考え方
- ② 地域特性を踏まえた誘導施設の設定の考え方
- ③ 誘導区域の「複合的な災害リスク」の可視化

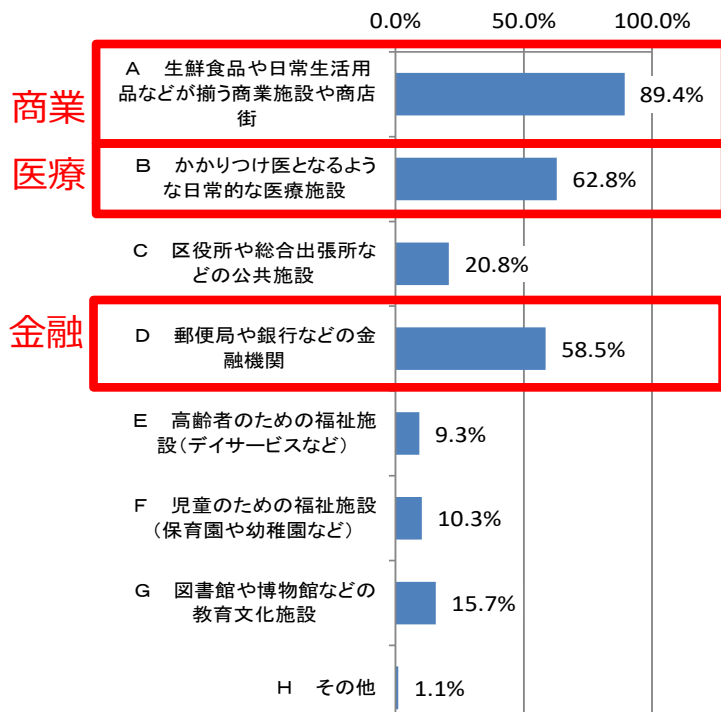


3-(3) 地域特性を踏まえた誘導施設の設定

■ 誘導施設はこのままでいいのか？

- ・現計画では、アンケート結果（身近に欲しい日常生活サービス）等を踏まえ、**日常生活に最低限必要**な誘導施設として、**商業、医療、金融**の3つを設定。
- ・一方で、現在、地域特性を踏まえた**地域拠点の拠点性維持・拡充に向けた取組**を進めていることに加え、**隣接する拠点で日常生活サービスを受けている**方も存在。
- ⇒ 改めて**市民意向や利用実態等を把握し、地域拠点を特性に応じて整理**。
- ⇒ 例えば、交通結節点型の地域拠点への高次都市機能の付加や、隣接する拠点との連携等、**次期計画での誘導施設設定に向け考え方を整理**。

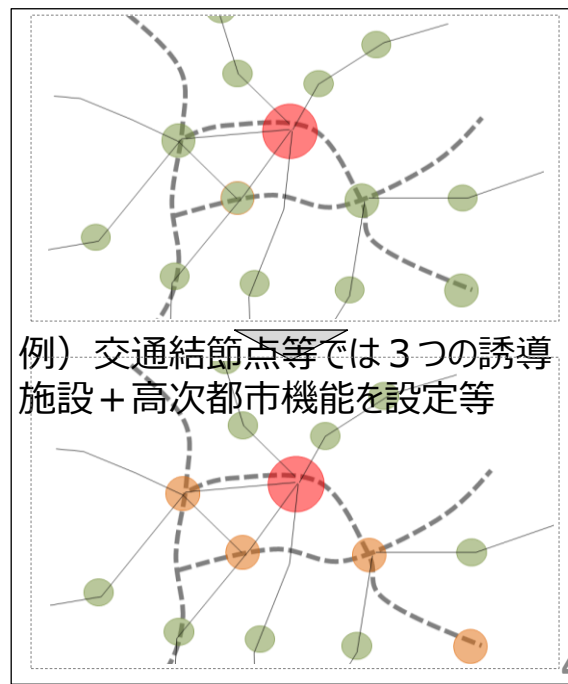
▼ 誘導施設選定時のアンケート結果



▼ 拠点性維持・拡充に向けた取組状況



▼ 拠点の特性を踏まえた誘導施設



3-(4) 「複合的な災害リスク」の可視化

■ 防災指針における「複合的な災害リスク」について

- ・令和2年度、防災視点の強化を図るため、“**災害リスクに備えた多核連携都市**”を将来像とし、想定最大規模の浸水リスクなど各種災害リスクなどを“見える化”した**「防災指針」を策定**。
- ・その後、**新規・追加ハザード情報が公表**され、河川整備の状況などを踏まえた**浸水想定についても見直し**などが行われる予定。
 - ⇒ 今後は、単体での災害リスク情報だけでなく**複合的な災害リスクと都市情報等による分析結果の見える化**などについて検討。

【現計画に盛り込んでいるハザード情報】

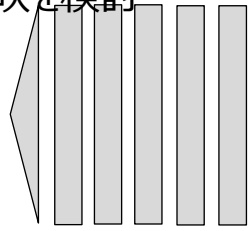
【居住誘導区域に含まない】

- ・土砂災害警戒区域等
(土砂災害特別警戒区域,土砂災害警戒区域,災害危険区域,地すべり防止区域,急傾斜地崩壊危険区域等)
 - ・津波災害警戒区域等
- など

【防災指針にて“見える化”】

- ・地震発生震度、液状化分布図
 - ・浸水実績図
 - ・洪水浸水想定区域
(浸水深,浸水到達時間,浸水継続時間)
 - ・家屋倒壊等氾濫想定区域
- など

今後は次期計画策定時(R7)に防災指針への反映を検討



【策定後に公表されたハザード情報】

- ・土砂災害警戒区域等
※適時の修正・追加
- ・高潮浸水想定区域
(想定最大規模相当)
- ・液状化発生傾向図
- ・水害リスクマップ
(浸水頻度図)
- ・多段階の浸水想定図
(1/10,1/30,1/50,1/100等) など

+

※河川整備(立野ダム・激甚災害対策特別緊急事業など)の状況等踏まえ見直し等の見込み